

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ

(ピンボールの伝説)

令和 5 年 10 月 31 日にサービスを終了する「ピンボールの伝説」における、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

網易娛樂株式会社

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

ダイヤモンド (ピンボールの伝説)

※有償発行分に限ります。

○払戻しの申出期間

開始日時	終了日時
令和 5 年 11 月 1 日 (水曜日) 午前 0 時 00 分	令和 6 年 2 月 1 日 (木曜日) 午前 0 時 00 分

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除斥されますので、ご注意願います。

○払戻しの方法

払戻しは、「お客様の指定口座への振込み」の方法によります。

○払戻しの申出方法

- (1) お客様がメールで当社カスタマーサービス窓口 (yuyixiang112@gmail.com) に払戻しを申し出ます。
- (2) 当社からお客様に、メールにより、銀行振込み申込みフォームをお送りします。
- (3) お客様が銀行振込み申込みフォームに必要情報 (金融機関名、支店コード、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義、ゲーム内 ID 等) を記入し、当社に連絡します。
- (4) 当社にてお客様の必要情報を確認し、払戻し申出期間終了後、速やかに銀行振込み申込みをしたお客様に対して、まとめて、当社からお客様の指定口座へ振り込みます。なお、振込手数料は、当社にて負担します。

○払戻しに関する問い合わせ先

カスタマーサービス窓口

yuyixiang112@gmail.com

令和5年10月31日

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

網易娛樂株式会社